

『住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度』に関する よくある質問 Q&A

No.	質問	回答
1	書類の提出や事前相談はどこに行けば良いのですか。	横浜市住宅供給公社街づくり事業課（エコリノベ補助担当 TEL045-451-7740）が窓口となります。「フラット 35 子育て支援型」の申請も同窓口となります。 （事業主体は横浜市建築局住宅政策課（TEL045-671-2922）です。）
2	事業計画書提出から事業計画承認通知まで、どの程度の期間が掛かりますか。	審査期間は、3 週間程度です。 ただし、横浜市の木造住宅耐震改修促進事業を利用する場合は約 1 カ月半です。 ※書類に不備等がない場合の目安。
3	「一般改修住宅」と「特定改修住宅」の違いはなんですか。	「特定改修住宅」とは、「一般改修住宅」の要件を満たした上で、住宅全ての開口部を断熱改修するものを指します。
4	建築確認通知書（確認済証）がない場合は、どうすれば良いですか。	建築局情報相談課（TEL045-671-4503）で建築確認申請台帳記載証明書を取得することができます。（手数料が 300 円かかります）
5	エコリノベーション等工事以外の工事も併せて行う場合、申請にあたり注意点はありますか。	エコリノベーション等工事のみの見積書、契約書及び領収書を提出してください。 ただし、やむを得ずエコリノベーション等工事とその他の工事が 1 つの見積書・契約書になる場合は、エコリノベーション等工事に要する費用とその他の工事に要する費用ごとに明確に分けて小計を記載してください。（値引きや諸経費、消費税等もそれぞれに計上）
6	床・外壁・屋根（天井）の断熱改修を申請する場合、どのような資料を提出すればよいですか。	施工場所（床、外壁、屋根（天井））ごとに面積計算書と施工位置を示した図面を提出して下さい。なお、施工対象面積は芯寸法で計算してください。
7	事業計画書を事前に申請しておいて、後で見積書の差替えは可能ですか。	不可です。工事費が確定してから事業計画書に見積書を添付して申請してください。

8	建物所有が共有名義の場合の申請者は、誰になりますか？	共有者全員の記名・捺印が必要です。 ※徴収する見積り等についても共有者全員の宛名としてください。
9	事業計画書(要綱第1号様式)の必要書類「⑧その他市長が必要と認める図書」とは、どのような図書ですか？	○申請工事内容（サッシや機器など）の仕様がわかるもの（カタログの写しなど）。 ○申請者が対象物件の所有者であることがわかる書類（売買契約書の写しなど）。 申請内容に応じて、上記以外にも必要な書類を求める場合があります。
10	自社物件や賃貸物件の改修でも補助の対象になりますか。	分譲住宅・賃貸住宅の別を問わず、一戸建ての住宅、共同住宅及び長屋が補助の対象になります。 ※日常の居住実態がない場合（モデルハウス、モデルルーム、管理人室等）や寮、社宅は、対象になりません。
11	賃貸住宅等において、従前の光熱費や従後の測定データが取れない場合はどうすればいいですか。	○入居者に本事業の趣旨を説明いただき、入居者の協力のもと、可能な範囲でのデータ測定をお願いします。 ○記録がない場合は、各エネルギー供給会社に過去のデータを問い合わせることが可能です。ただし、従前のエネルギー消費量（電気及びガス）のデータ記録が入手困難な場合は、やむを得ないものとします。
12	補助金が入金されてから、業者へ支払いをしても良いですか。	不可です。完了報告の際に、工事請負業者への工事費用の支払いの確認（領収書の写しまたは、支出を証する書類の提出）が必要となるためです。
13	設備改修をする機器の型番等に指定はありますか。	型番等の指定はありませんが、実施要領の（別表）B.設備改修工事等に記載されているものを対象とします。
14	窓・ドアの指定はありますか。	指定はありません。ただし、施工後の熱貫流率が4.65以下となることが条件です。
15	断熱材の指定はありますか。	指定はありません。ただし、施工後の各部位の熱貫流率または熱抵抗値が現行の省エネ基準以上の性能となることが条件です。

16	遮熱フィルムや遮熱塗料も補助対象になりますか。	補助対象外です。
17	設定されている補助金額よりも安い窓や設備機器で改修した場合でも、補助金は満額出ますか。	建材や設備機器購入費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）の千円未満を切捨てた額を補助金額とします。
18	コージェネレーションとはなんですか。	内燃機関、外燃機関等の排熱を利用して動力・温熱・冷熱を取り出し、総合エネルギー効率を高める、新しいエネルギー供給システムのひとつです。家庭用では燃料電池（エネファーム）、小型ガスエンジン発電（エコウィル）等があります。
19	横浜市の木造住宅耐震改修促進事業（横浜市建築局建築防災課）との併用は可能ですか。	併用可能です。
20	横浜市の耐震補助を受けずに、耐震工事を検討している。耐震工事を実施することに注意点はありますか。	耐震工事を行い、その耐震性能基準が確保できている証明書（耐震基準適合証明書）を完了報告書と合わせて提出してください。（平成 31 年 2 月 28 日締切）
21	横浜市環境創造局環境エネルギー課の「自立分散型エネルギー設備設置費補助(住宅用燃料電池システムへの補助金)」を併用することは可能ですか。	併用できません。
22	既存不適格や狭あい道路でセットバック等が必要な住宅は、対象になりますか。	<p>エコリノベ補助の審査では、建築基準法関係法令等の適合審査は行いませんが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象は、建築基準法関係法令等に適合する住宅である必要があります。 ○現況及び計画の建築物が建築基準法関係法令等上、既存不適格建築物として扱えられるものは補助対象とします。 ○現況及び計画の建築物が建築基準法関係法令等上、道路のセットバック等の是正が求められる場合は、現行法に適合させる必要があります。 ○建築基準法関係法令等の適合については、所有者の責務において確認してください。 ○建築基準法関係法令等の違反が判明した場合は、補助金の交付はできません。また、補助金交付後に違反が判明した場合は、補助金を返還していただきます。